

指定管理者制度導入に関する方針

豊 山 町

目次

| | ページ |
|------------------------|-----|
| 第1 指定管理者制度導入基準 | 1 |
| 第2 施設自体の見直しについて | 1 |
| 第3 指定管理者制度における基本的な考え方 | 1 |
| 1 公募について | |
| 2 指定期間について | |
| 3 使用許可について | |
| 4 利用料金制について | |
| 5 欠格事由について | |
| 6 指定管理者候補者選定委員会の設置について | |
| 7 選定基準の具体例 | |
| 8 予算との関係について | |
| 9 委託料の精算について | |
| 10 行政財産の目的外使用許可について | |
| 第4 指定管理者制度導入までの手続 | 5 |
| 1 公の施設設置条例の改正 | |
| 2 公募の手続 | |
| 3 指定管理者候補者選定委員会の開催 | |
| 4 指定管理者の指定 | |
| 5 協定書の締結 | |
| 第5 指定管理者制度導入後の留意点 | 6 |
| 1 事業報告書の提出について | |
| 2 モニタリング（継続監視）について | |
| 3 事業報告の聴取等について | |
| 4 指定の取消し及び管理業務の停止について | |
| 5 指定管理者の監査について | |
| 6 関係条例等について | |
| 第6 公の施設一覧 | 8 |

第1 指定管理者制度導入基準

公の施設の適正な管理が確保されることを前提に、指定管理者に管理を行わせることが効果的であると総合的に判断される場合には、指定管理者制度を導入することとします。特に、開館時間の延長や休館日の見直しなど、サービスの向上につながる場合や、民間事業者等のノウハウを活かした多種・多様なサービス提供が可能となる場合、利用料金制を導入することにより経営面で大きな改善につながる場合などは積極的に指定管理者制度導入を検討すべきと考えます。

指定管理者制度導入基準は次に示すとおりとしますが、基準に該当しても、合理的な理由がある場合には直営とすることができるものとします。また、法令により管理者が設置者たる町に限定されている場合は町の直営としますが、近年の規制緩和により指定管理者に行わせることができる業務の範囲が拡大していますので、国の動向にも注意が必要です。

< 指定管理者制度導入基準 >

| 指定管理者に管理を行わせることが望ましい施設 | 直営が適当と認められる施設 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単純な管理業務を行っている施設 町以外でも同様・類似の施設が設置されている施設 使用料により運営を行う収益的施設 民間事業者等のノウハウの活用により、町民ニーズに応じたサービスの向上や利用者の増大、コスト削減が見込まれる施設 PFI事業による施設 | 高度な中立性や厳格な個人情報管理が求められる施設 政策的な企画立案や調査研究などを必要とする施設 短期のうちに廃止するなど方針変更が見込まれる施設 直営のほうが低価なコストで管理できることを客観的に説明できる施設 施設の性格上、町が責任を持って直接管理する必要がある施設 |

第2 施設自体の見直しについて

設置当時は町が設置・管理することが要請される施設であっても、現在ではその必要性が薄れた施設（競合施設が存在する施設）は、廃止や民間への譲渡、用途変更を検討するものとします。

第3 指定管理者制度における基本的な考え方

1 公募について

公の施設に指定管理者制度を導入する場合は原則公募とします。ただし、施設の設置目的等に沿った適正な管理を図るために必要と認められるとき、その他町長が特別の事情があると認めるときは、公募しないことができることとします。公募せずに特定の団体を指定することができるのは、次のいずれかに該当する場合とします。

<非公募とすることができる基準>

施設の設置目的等に沿った適正な管理を確保するうえで団体が特定される場合
P F I 事業者を指定する場合
近い将来、施設の廃止や民営化等を予定している場合
地域密着型施設で、地域住民等又は高齢者等により構成される団体を指定する場合
社会福祉施設などで継続性が特に必要な場合
施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
既に指定管理者制度を導入している施設に隣接する施設に指定管理者制度を導入する場合、現施設と一体的に管理することが効果的であると認められる場合

2 指定期間について

P F I 事業を除き、原則5年とします。

ただし、施設の設置目的等に沿った適正な管理を図るために必要と認められるとき、又は特別な事情があると認められるときは、公の施設ごとに適切な期間を定めることができることとします。

3 使用許可について（使用許可権限がある場合）

使用許可については、利用者に対するサービスの向上や効率化の観点から、指定管理者に行わせることとします。

使用許可をさせるにあたっては、町民の平等利用の確保を図るため、使用許可に係るマニュアルや許可の基準を明確にし、指定管理者に遵守させる必要があります。許可の名義は、指定管理者（団体の代表者）となりますが、指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分（使用許可の取消し等）についての不服申立ては、町長に対する審査請求として処理することになります（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の4第3項）。

4 利用料金制について

使用料を徴収する施設については、利用料金制を採用することで指定管理者の自立的な経営努力が発揮でき、会計事務の効率化が図られるため、前向きに検討することとします。なお、指定管理者が利用料金を定めるに当たっては、条例で定められた使用料の額の範囲内で町の承認を受けることが必要であり、指定管理者が完全に自由に利用料金を定められるものではありません。

5 欠格事由について

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の申請をすることも、指定を受けることもできません。施設の設置目的等に応じて、さらに応募条件を付すことも可能ですが、条件をつけるほど指定管理者の門戸を狭めることにもつながるため、あくまでも適正な管理を行うための条件でなければなりません。

< 欠格事由 >

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されている団体
本町から指名停止措置を受けている団体
法第244条の2第11項の規定により、本町から指定を取り消されたことがある場合、その取消しの日から2年を経過していない団体
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体
国税、県税及び町税が課税される団体であって、それらを滞納している団体
次に該当する者が役員又は配置する職員になっている団体
ア．禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ．本町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
エ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

6 指定管理者選定審議会の設置について

指定管理を受けようとする施設について『指定管理者選定審議会』を開催し、施設の設置目的等に応じて定める選定基準に基づき申請書類を審査し、施設の管理を行わせるのに最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。なお、公募しない場合においても、選定審議会において、特定の団体が適正かどうかの審査は行うものとします。

選定審議会の会議は、具体的な団体の技術情報や信用情報が審議の内容に含まれるため、豊山町情報公開条例に基づき非公開としますが、公募した場合の選定結果及び選定理由は速やかに公表し、すべての申請団体に通知するなど、透明性の確保を図ることとします。

7 選定基準の具体例

選定基準は各所管課で作成し、選定審議会で決定することとします。提案を重視した選定を行う場合には、提案審査の項目と配点を多くし、逆に単純な管理業務を行う施設については、提案額の配点を多くするなど、当該施設の性格に沿った最適な指定管理者候補者を選定するための工夫が必要です。なお、申請書類の審査だけで選定することが困難な場合は、適宜ヒアリングや面接を行います。

< 選定基準の具体例 >

| 選定基準 | 審査項目 | 審査書類 |
|---------------------------------------------------|---------------------------|------------------|
| 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること | 団体の信用性について | 定款・登記事項証明書・納税証明書 |
| | 団体の安定性について | 貸借対照表・損益計算書等 |
| | 同類施設の運営実績 | 事業計画書 |
| | 管理業務の実施方針 | |
| | 人員配置について | |
| | 職員（人材）の育成について | |
| 施設の効用を最大限に発揮するとともに、利用者のサービス向上を図ることができること | 事業の実施方針と達成目標 | |
| | 指定期間内の各年度の計画概要 | |
| | 初年度の具体的事業内容、実施回数、実施時期 | |
| | 施設の効用を最大限に発揮するための提案 | |
| | 利用者のサービス向上を図るための提案 | |
| | 利用者の増加を図るための提案 | |
| | 利用者のニーズ把握について | |
| | 利用者等とのトラブルの未然防止及び苦情対応について | |
| 適正な管理ができること | 地域や関係団体等との連携 | |
| | 個人情報取扱いについて | |
| | 防犯・防災対策について | |
| | 緊急時の対応について | |
| 効率的な管理ができること | 環境への配慮について | |
| | 効率化・コスト削減のための提案 | |
| | 収入確保を図るための提案 | |
| 合計 | 点満点 | 収支予算書 |

8 予算との関係について

指定管理者の指定には予算措置が必要であるため、遅くとも指定の議決までには債務負担行為の議決をとることとします。管理に要する経費の支出科目は委託料とします。

9 委託料の精算について

管理業務が適正に執行されているならば、経営努力の結果指定管理者に余剰が生じても、それは経営努力として評価することができるため、原則精算は行わないこととします。ただし、次のものについては原則精算を行うべきものと考えますが、精算の考え方は、指定管理者と協議のうえ、個別に定めることは差し支えありません。

建物修繕費（原則1件100万円未満を対象とする）

利用料金制を採用した場合の使用料の減免利用者分の利用料金

10 行政財産の目的外使用許可について

公の施設に自動販売機、売店、喫茶室などを設置する場合において、施設の設置目的外と町長が認める場合は、指定管理者に対し行政財産の目的外使用許可を行い、目的外使用料を徴収することとします。

第4 指定管理者制度導入までの手続

『豊山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例』及び同条例施行規則に基づき、手続を行い、その担当部局は総務部総務課とします。

1 公の施設設置条例の改正

指定管理者に管理を行わせることができる旨の改正を行うとともに、指定管理者が行う管理の業務について、施設の設置目的に応じた具体的範囲を規定します。

また、指定管理者制度導入を機に、施設の設置目的の規定のしかたを見直すこともあり得ます。画一的なサービスが必要な施設であればその目的を限定することで公共性を確保し、逆に、個性的で創造的な活動を行うことができる施設であれば、民間のノウハウを十分に活かすことができるような目的の設定が必要です。

2 公募の手続

公募にあたっては、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用し、公募期間中の早い時期に説明会を開催します。公募期間は、施設の規模や内容を勘案して個別に判断することとしますが、最低でも1ヵ月は確保することとします。公募期間中に寄せられた質問（説明会での質問も含む）に対する回答は公表し、公平性と透明性を図るよう努めなければなりません。

3 指定管理者選定審議会の開催

申請書類等に基づき、管理基準を満たしている者の中から最適な団体を指定管理者候補者として選定し、結果を通知及び公表します。なお、欠格条件に該当する者及び選定基準を満たさないものについては失格とします。

4 指定管理者の指定

選定審議会で選定された団体は、指定管理者候補者として優先交渉権を得ることになり、町との協議後、議会の議決を経て正式に指定管理者となります。指定管理者の決定後速やかに、豊山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則に定めた様式により指定の通知をします。

5 協定書の締結

指定の通知後、基本的事項を定める基本協定書を締結します。委託料の額や支払方法などの細目的事項については、別に年度協定書を締結します。

第5 指定管理者制度導入後の留意点

1 事業報告書の提出について

町は指定管理者に対し、管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況などを記載した事業報告書を毎年度終了後50日以内に提出させなければなりません。

2 モニタリング（継続監視）について

町は、指定管理者が事業計画書に基づいた適正な管理を行っているかどうかを確認し、万一サービス低下につながる恐れがある場合は、必要に応じた改善措置をとる必要があります。モニタリングの方法としては次のようなことがあげられますが、それぞれ工夫しながら、継続的な監視に努めることとします。

業務要求水準が満たされているか、提案事業が適正に実施されているかなど、サービスの履行状況の把握を確実に行う

行政評価の事務事業評価や利用者アンケートなどを活用し、継続的にその成果等を分析し改善につなげる

利用者をモニター登録し、意見や要望を随時聴ける体制を整え、評価するうえでの参考にする

施設運営協議会や第三者機関などに管理業務の評価をしてもらう

3 業務報告の聴取等について

町は、指定管理者の管理する公の施設の管理が適正に行われていることを確認するため、次のような場合には、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求めたり、実地調査や必要な指示をしたりすることができます。

正当な理由がないのに、住民が公の施設を利用することを拒んだとき

住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしたとき

施設の形態を町の承認を得ることなく変更したとき

経営効率を重視するあまり、要員の配置や施設の管理が不適正となっているとき

災害等緊急時において、町が臨時に当該施設を使用しようとするとき

4 指定の取消し及び管理業務の停止について

次のような場合には、指定の取消し、又は管理業務の全部又は一部停止の命令をすることができます。

町の指示に従わないとき

経営状況が著しく悪化するなど、管理業務を継続することに重大な支障が生じる

又は生じる恐れがあると町が認めるとき

関係法令、条例、規則又は協定に違反したとき

その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務を継続することが適当でないと町が認めるとき

5 指定管理者の監査について

指定管理者による管理の適正化を図るため、次のとおり監査を行うことができます。監査権の及ぶ範囲は、行わせている管理に係る出納その他の事務の執行であり、経営全般にわたる出納その他の事務の執行まで対象となるものではありません。また、監査のため必要があると認めるときは、指定管理者に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができます。

監査委員による監査（法第199条第7項・第8項）

監査委員は、必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、指定管理者が行う公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について監査を行うことができます。

包括外部監査人による監査（法第252条の37第4項）

包括外部監査人が必要と認めるときに、指定管理者が行う公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について監査を行うことができます。

個別外部監査人による監査（法第252条の42第1項）

地方公共団体の長からの要求に応じて、指定管理者が行う公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について監査を行うことができます。

6 関係条例等について

豊山町個人情報保護条例

個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間に締結する協定書に盛り込むこととします。なお、条例に違反したときは罰則の条項が適用されます。

豊山町情報公開条例

情報公開を推進するために必要な事項を、指定管理者との間に締結する協定書に盛り込んだり、必要な措置を講じたりするよう指導に努めることとします。

豊山町行政手続条例

指定管理者に利用の許可を行わせる場合には、指定管理者が行政処分を行うこととなるため、指定管理者は、行政手続条例上の「行政庁」に含まれます。このため、利用許可の取消し等の不利益処分を行う際には聴聞を行うなど、行政手続条例に基づいた手続を行う必要があります。

豊山町税条例及び同規則

指定管理者制度導入施設において利用料金制を採用する場合（主として利用料金により公の施設の管理事業を行うと認められる場合に限る）は、施設の性格等から見て用途非課税措置が講じられているものを除き、事業所税は資産割・従業者割とも課税対象となります。利用料金制を採用しない場合は、資産割は非課税とし、従業者割は指定管理者の態様により、課税・非課税の判断を別途行うこととします。